



情報通信技術の発展と著作権判例の変遷 : ロクラク II 事件・リツイート事件を題材に : 知的財産法

前田, 健

(Citation)

法学セミナー, 66(9):52-57

(Issue Date)

2021-09

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482516>

※ この論文ファイルは印刷不可です。



【知的財産法】

情報通信技術の発展と著作権判例の変遷

——ロクラクⅡ事件・リツイート事件を題材に

神戸大学教授 前田 健

1 はじめに

本稿では、インターネット上での著作物利用についての著作権者の権利の侵害が争点となった近時の裁判例を素材として、情報通信技術の発展とそれに伴う社会及び取引環境の変化に対して、裁判所がどのように対応してきたかについて考えたい。具体的には、いわゆる著作権の侵害主体論に関する一連の裁判例と、SNSにおける著作権者人格権侵害が問題となったリツイート事件判決を取り上げ、技術環境の変化の中で、最高裁判所や知的財産高等裁判所などが、著作権法理の発展においてどのような役割を果たしてきたかに焦点を当てることとする。これらの作業を通じて、情報通信技術の発展が著作権法に突き付けている課題と、その解決のために司法の果たすべき役割について、読者諸氏とともに考える機会としていきたい。

2 侵害主体論を巡る裁判例の展開

はじめに侵害主体論とは何かについて簡単に説明しておこう。侵害主体論¹⁾とは、誰が著作権の侵害の主体となりその法的責任を負うかの議論であり、端的に言えば、著作権侵害行為の差止請求の相手方は誰となるかについての議論である。著作権法は、支分権主義を取り、著作権法21条から28条（以下、著作権法は条数のみ記載）までに列挙された

複製、演奏、公衆送信などといった特定の行為を行った者だけが著作権侵害者となるという仕組みを採用している。そのため、支分権に定められていない行為は、原則として、著作権侵害に基づいて差し止められることがない。侵害主体論とは、この枠組みを前提に、支分権該当行為をしているとは直ちには言いがたいが著作権者の利益を不当に害していると評価しうる者について、規範的に支分権該当行為の主体だと認定していく議論である。

(1) クラブキャッツアイ事件

侵害主体論が発展するきっかけとなったのは、1988年のクラブキャッツアイ事件最高裁判決（最判昭和63・3・15民集42巻3号199頁）である。この判決に端を発して「カラオケ法理」²⁾と呼ばれる侵害主体認定の法理が発展することとなる。これがカラオケ法理と呼ばれるのは、最高裁が、カラオケスナック「クラブキャッツアイ」における客の歌唱につき、演奏権侵害の主体は同スナックの経営者Yであると認めたことに基づくものである。すなわち、22条の演奏権侵害の主体となるのは自ら演奏（歌唱を含む）をした主体に限られるところ、少なくとも物理的にそれを行っていないYは、直ちには演奏の主体とはいえない。それにもかかわらず、最高裁は、Yも規範的に演奏の主体であると認定した。その根拠は、①据え置いたテープの

1) 参考文献として、柴田義明「著作権侵害の主体」牧野利秋ほか編『知的財産訴訟実務大系Ⅲ』（青林書院、2014年）154頁、上野達弘「著作物の利用主体を巡る議論と課題——音楽教室、ライブハウス、投稿サイト」ジュリ1510号（2017年）72頁、前田健「侵害主体論」論ジュリ34号（2020年）84頁。

2) カラオケ法理については、上野達弘「いわゆる『カラオケ法理』の再検討」紋谷暢男教授古希記念『知的財産権法と競争法の現代的展開』（発明協会、2006年）784頁、高部真規子「著作権侵害の主体について」ジュリ1306号（2006年）115頁、奥邨弘司「変質するカラオケ法理とその限界についての一考察」情報ネットワークローレビュー 6巻（2007年）38頁参照。

範囲内での選曲、従業員の勧誘・装置の操作を通じて、Yの管理のもとに歌唱していること、②客の歌唱により雰囲気醸成し客の来集を図って、利益の増大を意図していたことであった。

カラオケ法理は、①管理・支配と②利益性を根拠に侵害責任を肯定するものとして定式化され、カラオケ店の経営者の演奏行為の主体性を肯定する法理として用いられることとなった。ただし、クラブキャッツアイ事件最判は、少し昭和の香りのするカラオケスナックという営業形態において、演奏権侵害の主体を拡張的に認定した事例判断にすぎないと捉えることもできた。事実その後の下級審裁判例も、21世紀を迎えるころまでは、カラオケ法理を同様のカラオケスナックを中心に適用してきたに過ぎなかった。

(2) カラオケ法理の発展と

インターネット関連事案への適用

その後、1995年にウィンドウズ95が発売され、21世紀が到来し、コンピューターやインターネットがより身近なものとして急速に普及を始めると、著作権を巡る社会情勢や取引の環境は急速に変化を始めた³⁾。また、時を同じくして2005年4月1日、我が国の経済社会における知的財産の活用の進展などを踏まえて⁴⁾、知的財産事件を専門的に取り扱う知財高裁が設置され、これと前後して、裁判所における知財専門部に期待される役割が相対的に増大してきていた。

このころから、カラオケ法理は、カラオケ店に関する事案を超えてインターネット関連の事案に適用が広がり始める。その嚆矢といえるのが、2005年に高裁で判決が出されたファイルログ事件である⁵⁾。同高裁判決では、ファイル交換サービス利用者の行為が公衆送信権(23条)侵害を構成することを前提として、同サービスを提供する

事業者もが侵害の主体となると認定された。すなわち、高裁判決は、カラオケ法理を適用して、同サービスが利用者の侵害行為を誘発しており、それについて事業者の管理があり、経済的利益を得ていると見られるのであるから、事業者が侵害の主体であると認定したのである。

上記ファイル交換サービスのほか、裁判所は、カラオケ法理を様々なインターネット関係の新生サービスに対して適用し、テレビ番組の録画転送サービス⁶⁾、音楽ファイルの変換サービス⁷⁾について、侵害主体性を判断した。これらのサービスに共通するのは、利用者に著作物利用の機会を与えるインターネットサービスプロバイダーと、それを利用して実際に著作物を利用するユーザーとが存在し、そのいずれが(あるいは両方が)著作権侵害の主体と評価されるべきかが問題となった点である。この問題の構造自体は、カラオケスナックの時分から同じともいえるが、インターネットの出現により、その重要性は飛躍的に増大し、裁判所はそれに対処する必要性に迫られたものといえる。その要請に対し、下級審裁判所が選んだ答えが、カラオケ法理の転用であったといえよう。インターネット掲示板運営者の責任が問題となった判決⁸⁾や、動画投稿サイト運営者の責任が問題となった判決⁹⁾では、解決策として別の法理の活用も模索されてはいる。しかし、サービス提供者とユーザーは、それぞれどのように責任を負うべきかという課題に対する最も有力な解決策の1つとして、知財専門部を擁する東京・大阪地裁及び知財高裁が選んだのは、カラオケ法理であった。

一方で、このようなカラオケ法理の活用には、問題点も指摘されていた。実は、カラオケ法理を用いて責任の主体を拡張していく議論には2つの議論が混在している。1つは、違法な直接侵害者がいることを前提として、背後から侵害に関与す

3) 田村善之「日本の著作権法のリフォーム論——デジタル化時代・インターネット時代の「構造的課題」の克服に向けて」同『知財の理論』(有斐閣、2019年)279頁、特に311頁以下参照。田村はインターネット時代の到来を「第三の波」と呼ぶ。

4) 知的財産高等裁判所設置法1条。

5) 東京地判平成15・1・29判時1810号29頁、東京高判平成17・3・31裁判所ウェブサイト。

6) 知財高決平成17・11・15裁判所ウェブサイト(録画ネット事件)、知財高判平成20・12・15民集65巻1号353頁(まねきTV事件)、知財高判平成21・1・27民集65巻1号632頁(ロクラクⅡ事件)。

7) 東京地判平成19・5・25判タ1251号319頁(MYUTA事件)。

8) 東京高判平成17・3・3判タ1181号158頁(2ちゃんねる事件)。

る者に責任を拡張する法理としてのものである。ファイルログ事件がその一例であり、ユーザーが行うファイル交換が著作権の侵害行為に該当することは明白で、それを前提にその「場」を用意したサービス提供者の責任が問われていた。この議論では、誰が「直接侵害者」かということはあまり問題となっておらず、その背後にいる「間接侵害者」の責任を問うことができるのはいかなる場合かという形で問いが立てられている。この文脈でのカラオケ法理は間接侵害者への責任拡張の基準を画する法理としての役割が期待されていた。

もう1つは、支分権該当行為の主体を文字通り拡張的に認定する法理としてのものである。テレビ番組の録画転送サービスに係る一連の事件がその例であり、テレビ番組を複製(21条)したのは、サービス提供者なのか、それとも録画指示をしたユーザーなのかという形で問題となっていた。こちらのタイプでは、背後者への責任の拡張という形ではなく、文字通り、誰が、直接に支分権該当行為の主体かが問題となっている。現実生じたテレビ番組の複製という結果は、サービス提供者と、ユーザーのいずれが主体として行われたと評価すべきなのかが問題となっているのである。

カラオケ法理は、本来的には支分権該当行為の主体を動かす法理である。一連の事例が蓄積するにつれ、間接侵害者への責任の拡張の法理として無自覚に適用を広げると、支分権該当行為の主体を基準に相対的に違法性が変化するという著作権法の構造と衝突する危険性がある。たとえば、録画転送サービスの例でいえば、ユーザーが主体となればその複製は私的使用目的の複製(30条)となり適法となって、その背後者たるサービス提供者も適法となるのに対し、複製の主体がサービス提供者であれば私的使用目的の例外は問題とはならない。このように、カラオケ法理を、責任の拡張のみを目的に、行為主体を拡張する法理として用いることは、支分権該当行為主体の認定の議論と侵害関与者の法的責任の議論を混線させかねない

危険性を孕むことが明らかになった。この問題点は、クラブキャッツアイ事件の当初から潜在的に存在したといえるが、インターネット関連の新サービスへの拡張的なカラオケ法理の適用が進展するにつれて、問題が顕在化してきたのである。

(3) ロクラクⅡ事件

そのようなカラオケ法理の問題点が次第と意識されるに至る中、2011年に最高裁によって判断が下されたのが、まねきTV事件判決(最判平成23・1・18民集65巻1号121頁)及びロクラクⅡ事件判決(最判平成23・1・20民集65巻1号399頁)である。両判決は、テレビ番組転送サービスにおいてサービス提供者が、それぞれ公衆送信ないし複製の主体であると判断した。

両最判では、カラオケ法理のような管理支配性・利益性の2要素に着目した主体認定は行われなかった。このうち、ロクラク最判においては「複製の主体の判断に当たっては、複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素を考慮して、誰が当該著作物の複製をしているといえるかを判断するのが相当である」との一般論及び諸要素総合考慮による主体認定の手法が示されたのである。

一方で、この認定手法は、カラオケ法理と決して断絶するものではないと考えられる。ロクラク最判の金築誠志補足意見は、カラオケ法理について、行為主体の判断に、物理的・自然的観察と社会的・経済的側面も含めた総合的観察が必要なことは、法的判断として当然のものと指摘していた。ロクラク最判は、従来のカラオケ法理に反省すべき点があるとしつつも、行為主体の認定手法としては連続的に理解していると解される¹⁰⁾。

このようなロクラク最判は、カラオケ法理をあくまで支分権該当行為主体認定の法理として整理し、侵害関与者への責任拡張の法理として用いないとの方向性を指向していると理解できる¹¹⁾。ロクラク最判にみられる行為主体拡張の論理には、ファイルログ事件判決に見られたような、直接

9) 知財高判平成22・9・8判タ1389号324頁(TVブレイク事件)。

10) 柴田義明「判解」曹時66巻5号1165頁。

11) 奥邨弘司「まねきTV・ロクラクⅡ事件最判後の著作権の間接侵害論——ネットワーク型サービスの場合に焦点を当てて」パテント64巻11号(2011年)97頁参照。

行為者と背後者の区別という発想は見られない。ロクラク最判は、社会・経済的側面も含めた総合的観察により支分権該当行為の主体を認定し、侵害関与者の法的責任の問題と主体論を峻別して議論を進めるべきことを示唆していると理解できよう。

(4) まとめ

裁判所の知財専門部は、新たな取引環境の出現に伴う新しい問題が生じると、第1審、控訴審として、眼前の問題に対処する必要に迫られる。従来から存在したカラオケ法理を転用して新たな問題に対処し、少なくとも眼前の事案について妥当な解決を導くのは下級審裁判所の役割である。侵害主体論を巡っては、下級審裁判例が多数蓄積することで、まずは法理の形成が図られた。

一方、新たな法理がもたらす波及的な影響について指摘するのは学説の役割であり、大合議事件の適用がない著作権事件では、実際に軌道修正を図るのは最高裁の役割である。ロクラク最判が示したのは、諸要素を考慮して誰が支分権該当行為をしているといえるかを判断すべきという点に止まるから、最高裁がその役割を十分に果たしたかは評価の分かれるところである。しかし、カラオケ法理の拡張的な適用に一応の終止符が打たれたのは、最高裁判決が出されたからに他ならない。

もっとも、ロクラク最判後の下級審裁判例は、カラオケ法理に代わって「ロクラク法理」ともいうべき主体論を発展させており、これら下級審判決では、支分権該当行為の結果の実現にとって必要な行為がその管理・支配下において行われているか否かによって、主体を判断している¹²⁾。これは、ロクラク最判が、サービス提供者が「複製の実現における必要な行為」をしていたことを理由にして主体と認定したことに基づくものと思われるが、そのような理解は妥当でないとの批判も有力である¹³⁾。さらなる基準の精緻化に向けた学説による検討と、最高裁によるより具体的な判断基

準の提示が望まれているともいえよう。

3 リツイート事件とSNS上の著作者人格権侵害

次に、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の代表的プラットフォームの1つであるTwitter上での著作者人格権（氏名表示権）侵害の有無が判断された、リツイート事件最高裁判決（最判令和2・7・21民集74巻4号1407頁）について言及したい¹⁴⁾。本判決は、新たな技術革新やSNSの普及のなかで著作権法制はどうあるべきかといった問題を投げかけるものとなっている。情報通信技術の発展に伴う取引環境の変化への対応を迫られた事件であるという意味では、侵害主体論が問題となった一連の事件と共通する点が多いのだが、リツイート最判がロクラク最判と異なるのは、下級審裁判例の蓄積がある中で出された判決では必ずしもない点である。

(1) リツイート事件

まず、リツイート事件の事案と最高裁の判断について簡単に説明しよう。この事件は、写真家であるXが、ツイッターのウェブサイトになされた投稿により、自身が著作者である写真（以下、「本件写真」という）に係るXの公衆送信権（23条1項）、同一性保持権（20条1項）および氏名表示権（19条1項）などを侵害されたとして、ツイッター社に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）4条1項に基づき、上記投稿に係る発信者情報の開示を求めた事案である。

Xは、本件写真の隅に自己の氏名等の文字を付加した画像を自己のウェブサイトに掲載していた。その後、あるツイッター上のアカウントが、これをXに無断で複製した画像を含むツイートを投稿し、さらに別の複数のアカウントがこのツイートをリツイートした。このリツイート投稿が著作権・著作者人格権を侵害するか否かが主な争点

12) 東京地判平成25・10・30裁判所ウェブサイト（自炊代行Ⅱ事件）、知財高判平成28・10・19裁判所ウェブサイト（ライブハウス事件）、東京地判令和2・2・28裁判所ウェブサイト（音楽教室事件）。

13) 上野達弘「ライブハウスにおける演奏主体」L&T77号（2017年）27頁。

14) 笹本哲郎「判解」L&T90号（2021年）58頁、谷川和幸「判批」L&T91号（2021年）75頁、奥邨弘司「リツイートと氏名表示権侵害」法教482号（2020年）64頁、田村善之「判批」WLJ判例コラム213号（2020年）文献番号2020WLJCC025、田村善之「慣用的利用が違法とされた不幸な経緯に関する一考察」法時92巻11号（2020年）4頁参照。

である。最高裁で問題となったのは、19条1項の定める氏名表示権である。氏名表示権は、著作物の公衆への提供・提示に際し氏名表示の有無を決定する権限を著作者に認めるものであるが、これらの元ツイート及びリツイートにおいて、表示の際には、本件写真画像の上下がトリミングされ、Xの氏名表示部分が表示されなくなることが、Xの氏名表示権を侵害するかどうか問題となった。このような現象が生じるのは、ツイッターの仕様によるものであり、リツイートの投稿者において左右できるものではなかったことの評価が、侵害の成否において問題となっていた。

第1審（東京地判平成28・9・15民集74巻4号1453頁）は、本件各リツイート行為は、それ自体では本件写真画像のデータを送信し送信可能化するものではないから公衆送信に当たるとはしないと解すべきとしたうえで、本件各リツイート者から公衆への本件写真の提供又は提示があるとはいえないから、氏名表示権侵害は成立しないなどと判断した。これに対し、控訴審（知財高判平成30・4・25民集74巻4号1480頁）は、本件各リツイート行為の結果として送信されたデータにより位置や大きさなどが指定されたために、Xの氏名が表示されなくなったものと認められるから、Xは、本件各リツイート者の本件各リツイート行為により、本件写真画像を改変され同一性保持権を侵害されたということができ、著作物の公衆への提供又は提示に際し、著作者名を表示する権利を侵害されたということができると判断した。

最高裁は、公衆送信権や同一性保持権については判断せず、氏名表示権侵害のみを認めた。最高裁は、次のように述べている。19条1項にいう公衆への著作物の提供・提示は、21条以下に定める支分権該当行為によることを要しないので、本件において画面上に写真の画像を表示させたことは、「著作物の公衆への提示」にあたる。リツイート記事中の画像をクリックすれば、氏名表示部分がある元画像を見ることができるとしても、それは別個のウェブページに氏名表示部分があるというにとどまり、リツイート記事が表示されてい

るウェブページを閲覧するユーザーは画像をクリックしない限り、著作者名の表示を目にすることはない。また、ユーザーがその画像を通常クリックするといえるような事情もうかがわれない。そうすると、これをもって、リツイート者が著作者名を表示したことになるものではない。したがって、本件各リツイート者は、著作物の公衆への提示に際して著作者名を表示しなかったので、氏名表示権を侵害したことになる。

(2) リツイート最判の評価

リツイート最判で特に議論を呼んでいるのは、本件では著作者名の表示が認められないと判断した点である。本件では、写真画像がトリミングされた形で表示されるため、氏名表示部分が表示されなくなっているものの、表示されている画像をクリックすれば、氏名表示部分がある元画像を見ることができるのであるから、著作者名の表示があるとと言えるのではないかということが指摘されていた。最高裁は、本件ではユーザーが表示画像を「通常クリックするといえるような事情」がうかがわれないことを根拠に著作者名の表示の存在を否定したが、ここでいう事情とは、クリックが「常に」なされるような事情の存在まで要求するものではないものの、具体的にクリックを誘導するような何らかの積極的な事情の存在を要求するものであると考えられる¹⁵⁾。リツイート最判は、著作物と一覽性のある場所以外における著作者名の表示は、その表示場所の閲覧を積極的に誘引するような事情がない限り、19条1項の「表示」とは認めないという解釈に依拠したものともとめることができる。

しかし、このような解釈に対しては、以下ののような問題点を指摘できる¹⁶⁾。

第1に、このような解釈は、社会的に広く受容されてきた著作者名の表示方法とは必ずしも整合しない。例えば、書籍において写真の著作物が掲載されているページではなく巻末に当該著作物についての著作者名を表示する場合、テレビ番組や映画の挿入曲の著作者名をエンドロールで表示する場合¹⁷⁾など、提示されている著作物と一覽性の

15) 前田健＝木下昌彦「判批」情報法制研究9号（2021年）42-43頁。

16) 前田＝木下・前掲注15) 43-44頁。

ある場所に著作者名が表示されていない例は枚挙にいとまがない。また、これらの例において、著作者名が表示されている場所へと積極的に誘引するような事情もないのが一般的であるように思われる。もし本件リツイートについて著作者名の表示がないのであれば、これらの例も著作者名の表示がないということになりかねない。リツイート最判が、インターネット上での表示方法については従来の媒体における表示より特に厳格な考え方を採用したのだとすると、インターネット上の表現に他の表現媒体よりも重い負担を課すおそれがあると指摘できるだろう。

第2に、インターネット上では、別途アクセスしなければならない場所で著作者名を表示しても、積極的な誘引がなければ、ただちに著作者名の表示として有効ではないとするリツイート最判の解釈は、インターネット技術を利用した多様な表示の在り方の芽を摘むことになりかねない。このような危惧に対しては、本最判は事例判断であり、リツイート以外の事案をその射程に収めるものではないという指摘もあるだろう。しかし、リツイート最判は具体的な基準を示しているわけではなく、厳格な考え方がインターネット上での表現に広く適用される可能性を否定してはいない。そのため、萎縮効果のみを残しているように思われる。現在進行形で発展している表現活動や技術革新にかかわる分野において判断を示すのであれば、事例判断に留めるのではなく、より見通しのある一般論や基準を示す方が適切だったといえるだろう。

(3) まとめ

インターネット上での氏名表示権の在り方については、リツイート最判以前に裁判例の蓄積があったわけではなく、原判決ですら関心を集めていたのはむしろ同一性保持権侵害を認めた点であった¹⁷⁾。議論が未成熟な中、最高裁が唐突にSNS上の氏名表示について厳しい判断を出したことは波紋を投げかけるものといつてよい。最高裁としては、それゆえ事例判断に止めたのだというのかも

しれないが、それがかえって疑心暗鬼を生じる形になっているとも指摘できる。

一方で、最高裁の判断がなされたことにより、インターネット上での氏名表示権の在り方に対して一気に議論が盛り上がり、検討が進展したという側面も見逃すことはできない。リツイート最判は、課題解決型ではなく、問題提起型の最高裁判決だったと評することができるだろう。もちろん、見通しのある一般論や基準を示すことができればその方が望ましかったことは間違いない。しかし、それを為すには議論が未成熟であった一方で、決して見過ごしてよい論点でもなかった。最高裁の意図を善解すれば、賛否両論の事例判断を下すことにより、今後の学説及び下級審裁判例において、更なる議論の深化が生じることを期待していたのだといえるだろう。今後は、ボールを受け取った知財高裁及び地裁知財部において、事例判断を蓄積させることが望まれる。

4 おわりに

通信技術の発展と取引環境の変化は、著作権法の在り方について従来は見過ごされていた課題を突き付け、新たな法解釈を発展させる必要性を生じさせている。それに対し、知財高裁や地裁知財部が先行して事例判断を示し、それをレビューする形で最高裁が判断を下すこともあれば、最高裁が先行して判断を下し、その後の判例法理の発展を下級審に委ねることもある。いずれが適切かは経路依存的な側面が強く直ちには言いがたい。しかし、最高裁が問題提起的に主導権をとる場合と、下級審裁判例が先行して事例判断を蓄積させる場合の2つの選択肢があることは指摘できる。見過ごしてはならないのは、このような問題に対しては、司法の役割のみならず立法の役割もまた大きいことである。司法が先行して解釈論を発展させるべきか、立法府による民主的決断を経るべきかについても、検討すべき点は多い。本稿ではこの点について触れることができなかったが、議論をさらに深めていく必要がある。(まえだ・たけし)

17) 東京地判平成27・2・25裁判所ウェブサイト(歴史小説テレビ番組事件)参照。

18) 高瀬亜富「判批」コピライト690号(2018年)39頁、谷川和幸「判批」福岡大学法学論叢63巻2号(2018年)523頁、長谷川遼「判批」著作権研究45号(2018年)269頁。